

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

令和元年10月より実施される福祉・介護職員等特定処遇改善加算申請 経験・技能の優れた職員への処遇改善を実施致しました。

厚生労働省通達に従い

「経験・技能のある職員に重点化を図りながら・介護職員の更なる処遇改善を進めることを目的とし本年度より特定職員対象の処遇改善加算が新設されました。」

処遇改善対策として実施している項目

1. 賃金改善

- ①基本給の増額 ②役務手当の増額

2. 職員資質の向上

- ①働きながら介護福祉士資格取得を目指す職員に対する実習支援
- ②働きながら正看護師資格取得を目指す職員に対する通信制学校の授業料援助及びスクリーニング旅費援助
- ③働きながら精神福祉士資格取得を目指す職員に対する通信制学校の授業料援助及びスクリーニング旅費援助
- ④日本社会事業大学大学院 福祉マネジメント専門職大学院（東京）職員を派遣（1年間）
- ⑤強度行動障害支援者養成研修、サービス管理責任者研修、看護師関連研修
- ⑥キャリア段位制度と人事考課との連動

3. 労働環境・処遇の改善

- ①事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ②健康診断、心の健康等健康管理面の強化
- ③職員休憩室充実
- ④職員の年休 100%取得促進

4. その他

- ①非正規職員から正職員への転換
- ②職員の増員による業務負担軽減